

- ①訪問リハビリテーション費 1回 296単位又は276単位（注1）
（サービス提供体制強化加算6単位を含む）
- ②短期集中リハビリテーション実施加算（1日20分以上、週2回以上ご利用の方）
退院・退所日又は認定日から起算して3ヶ月以内 200単位/回
- ③介護予防リハビリテーションマネジメント加算又は
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)230単位/月
- 利用者負担金 「(①+②+③)×10.33円」の1割又は2割 + 交通費
（注2）
- ※②、③は、該当の方に限り、上記の式に加算されます。
※1単位当たり10.33円（6級地）
※介護保険法の改正があった場合は改正に従い変更します。

（注1）訪問リハビリテーション費は、当該事業所の医師による指示に基づき行った場合296単位、当該事業所の医師が診療を行っていない場合は276単位となります。

（注2）行田市以外の地区の方からは、片道10km未満は280円、片道10km以上は530円を1回訪問につき交通費をご負担頂きます。

（2）この金額は、次の3種類に分かれます。

- ① 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の1割又は2割）
- ② 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）
- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

（3）上記③「通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用」とは（2）の①②で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合又は制度上の支給限度額を超えてサービス提供を受けた場合にかかる費用です。（保険外のサービスを受ける場合は、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。）

（4）介護保険を利用せず訪問リハビリテーションを利用する場合は、全額自己負担として取扱いを行いません。また、契約については訪問リハビリテーション サービス契約に準じ行ないません。